

独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会細則（案）

平成19年3月26日

国立大学教育研究評価委員会決定

最終改正 平成20年3月5日

（総則）

第1条 独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会規則に定めるもののほか、同規則第6条の規定に基づき、この細則に定めるところによる。

第2条 国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第34条第2項の規定に基づき、国立大学法人評価委員会からの要請により行う教育研究評価は、教育研究に係る中期目標の達成状況及び国立大学法人評価委員会が各国立大学法人等ごとに定める教育研究組織（以下「学部・研究科等」という。）の現況の調査を行う。

（達成状況判定会議）

第3条 委員会は、評価の対象となる国立大学等（以下「評価対象大学等」という。）の教育研究に係る中期目標の達成状況を調査するため、達成状況判定会議を置く。

2 当該会議は、別表第1の~~チーム~~グループ会議により構成する。

3 当該~~チーム~~グループ会議に属すべき独立行政法人大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成16年規則第1号）第15条第3項に規定する委員（以下「委員」という。）及び同条第4項に規定する専門委員（以下「専門委員」という。）は、委員長が指名する。

4 当該~~チーム~~グループ会議に~~主査~~リーダー、~~サブリーダー~~サブリーダーを置き、当該~~チーム~~グループ会議に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。

5 ~~主査グループリーダー~~は、当該~~チーム~~グループ会議の事務を掌理する。

~~6 当該チーム会議に副主席を置き、当該チーム会議に属する委員及び専門委員のうちから主査が指名する。~~

~~7 6~~ 副主席サブリーダーは、主査リーダーを補佐し、主査リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

（現況分析部会）

第4条 委員会は、評価の対象となる学部・研究科等（以下「評価対象学部・研究科等」という。）の現況を調査するため、現況分析部会を置く。

2 当該部会は、別表第2の学系部会により構成する。

3 当該学系部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

4 当該学系部会に~~部長~~部長、~~副部長~~副部長を置き、当該学系部会に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。

5 部会長は、当該学系部会の事務を掌理する。

~~6 当該学系部会に副部長を置き、当該学系部会に属する委員及び専門委員のうちから副部長が指名する。~~

~~7 6~~ 副部長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(研究業績水準判定組織)

第5条 委員会は、前条第1項の現況の調査に当たって、評価対象学部・研究科等の研究業績を分析するため、現況分析部会に研究業績水準判定組織を置く。

2 当該組織に別表第3の専門部会を編成する。

3 当該専門部会に属すべき専門委員は、委員長が指名する。

(運営小委員会)

第6条 第3条に規定する~~チーム~~グループ会議相互間、第4条に規定する学系部会相互間及び前条に規定する専門部会相互間の調整を必要に応じて図るため、委員会に運営小委員会を置くことができる。

2 当該小委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 当該小委員会に主査、副主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。

4 主査は、当該小委員会の事務を掌理する。

~~5 当該小委員会に副主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員のうちから主査が指名する。~~

~~5~~ 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第7条 ~~チーム~~グループ会議は、~~チーム~~主査グループリーダーが招集し、議長となる。

2 ~~チーム~~グループ会議は、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 ~~チーム~~グループ会議の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前各項の規定は、学系部会及び運営小委員会の議事に準用する。この場合において、「~~チーム~~グループ会議」とあるのは「学系部会」又は「運営小委員会」と、「~~チーム~~主査グループリーダー」とあるのは「部会長」又は「主査」と読み替えるものとする。

第8条 委員及び専門委員は、「委員会」、「達成状況判定会議」、「現況分析部会（研究業績水準判定組織を除く）」及び「運営小委員会」において自己の関係する大学等に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。

一 委員長が、評価対象大学等の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合

二 その他委員長が必要と認める場合

2 「達成状況判定会議」、「現況分析部会」及び「運営小委員会」の会議は、評価対象大学等の具体的評価に関わる審議等を行うため、原則として非公開とする。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

別表第1（第3条関係）

チーム会議の名称
第1 チーム グループ会議
第2 チーム グループ会議
第3 チーム グループ会議
第4 チーム グループ会議
第5 チーム グループ会議
第6 チーム グループ会議
第7 チーム グループ会議
第8 チーム グループ会議

別表第2（第4条関係）

学系部会の名称
人文科学系部会 社会科学系部会 理学系部会 工学系部会 農学系部会 保健系部会 教育学部会 総合科学系部会 特定領域系部会 大学共同利用機関部会

別表第3（第5条関係）

専門部会の名称
情報学専門部会 神経科学専門部会 実験動物学専門部会 人間医工学専門部会 健康・スポーツ科学専門部会 生活科学専門部会 科学教育・教育工学専門部会 科学社会学・科学技術史専門部会 文化財科学専門部会 地理学専門部会 環境学専門部会 ナノ・マイクロ科学専門部会 社会・安全システム科学専門部会 ゲノム科学専門部会 生物分子科学専門部会 資源保全学専門部会 地域研究専門部会 ジェンダー専門部会 哲学専門部会 文学専門部会 言語学専門部会 史学専門部会 人文地理学専門部会 文化人類学専門部会 法学専門部会 政治学専門部会 経済学専門部会 経営学専門部会 社会学専門部会 心理学専門部会 教育学専門部会 数学専門部会 天文学専門部会 物理学専門部会 地球惑星科学専門部会 プラズマ科学専門部会 基礎化学専門部会 複合化学専門部会 材料化学専門部会 応用物理学・工学基礎専門部会 機械工学専門部会 電気電子工学専門部会 土木工学専門部会 建築学専門部会 材料工学専門部会 プロセス工学専門部会 総合工学専門部会 基礎生物学専門部会 生物科学専門部会 人類学専門部会 農学専門部会 農芸化学専門部会 林学専門部会 水産学専門部会 農業経済学専門部会 農業工学専門部会 畜産学・獣医学専門部会 境界農学専門部会 薬学専門部会 基礎医学専門部会 境界医学専門部会 社会医学専門部会 内科系臨床医学専門部会 外科系臨床医学専門部会 歯学専門部会 看護学専門部会